



Future SEVEN シアター利用規約

株式会社フェイス(以下「faith」といいます。)は、faith が運営する「Future SEVEN シアター(東京都港区南青山六丁目 10 番 12 号 フェイス南青山 1 階)」(以下「本件施設」といいます。)の利用に関して、Future SEVEN シアター利用規約(以下「本規約」といいます。)を以下のとおり定めます。

第 1 条(定義)

本規約において使用される用語は、以下の各号のとおり定義されます。

- (1) 「申込書」とは、本件施設の利用を申し込むための faith 所定の「Future SEVEN 利用申込書」をいいます。
- (2) 「利用者」とは、申込書記載の利用者をいいます。
- (3) 「本件サービス」とは、本規約に基づき faith が利用者に提供する以下のサービスの総称をいいます。
 - ① 本件施設の利用
 - ② 音響・照明等の機材のオペレーションおよび付帯機材レンタル
 - ③ 駐車場の利用(11:00~23:00、最大車幅:1,950mm、車高:1,555mm、車長:5,300mm)
 - ④ 出演者用楽屋、7×2 サイネージ・ディスプレイその他付帯設備の利用
 - ⑤ その他上記に付帯するサービス
- (4) 「利用契約」とは、利用者と faith との間で締結される本件サービスの利用に関する契約をいいます。

第 2 条(規約)

1. 本規約は、利用者による本件サービスの利用において適用されます。
2. faith は、あらかじめ利用者に通知することにより、本規約を随時変更することができます。このとき、本件サービスの利用条件は、変更後の規約が適用されます。
3. 利用者が faith に提出した申込書は、利用契約の一部を構成します。

第 3 条(申込書の提出)

1. 本件サービスの利用希望者(以下「申込者」といいます。)は、本件サービスを利用可能な日程(利用希望日の1年前から予約可能とします。)について、あらかじめ faith に問い合わせ、本規約および faith が別途定める「個人情報の取り扱いについて」を承諾し、申込書に利用希望日その他必要事項を記載のうえ、faith に提出するものとします。なお、利用者は、以下の各号の条件のすべてを満たす者とします。
 - (1) 申込書に記載するすべての事項について、虚偽の申告がないこと。
 - (2) 過去に本規約その他 faith との間で締結する契約に違反し、または faith によってこれらの契約を解除されていないこと。
 - (3) 反社会的勢力との取引もしくはこれに類する行為をしたことがなく、または現に反社会的勢力に所属していないこと。



2. faith は、申込書の記載内容に基づいて利用契約の締結にかかる審査を行い、電子メールその他 faith が適当と判断する方法にて申込者に通知することにより、本件サービスの利用を承諾するものとします。利用契約はこの通知をもって成立します。なお、faith は、審査において独自の基準で判断を行うことができるものとし、申込者が第 1 項各号のいずれかを満たさない場合、または faith が不適当と判断する場合には、本件サービスの利用を承諾しないことがあります。申込者は faith の判断について一切の異議を申し立てないものとします。
3. faith は、利用契約締結後であっても、利用者が第 1 項各号のいずれかを満たさない場合、または faith が不適当と判断する場合には、利用契約を解除することができます。faith は独自の基準で当該判断を行うことができるものとし、利用者は faith の判断について一切の異議を申し立てないものとします。
4. 利用者は、電子メールアドレスその他申込書に記載した内容に変更が生じた場合には、faith が別途指定する方法によりすみやかに届け出るものとします。
5. 利用者が前項の届出をしなかったことにより、本件サービスを利用できないなどの不利益を被った場合、faith は一切の責任を負いません。

第 4 条(通知)

1. faith から利用者への通知は、発行物、電子メールその他 faith が適当と判断する方法で行います。
2. faith からの電子メールによる通知は、申込書に記載したメールアドレスあてに送信した時点で完了するものとします。利用者が電子メールを確認しない場合または通信状況の不具合による不到達について、faith では一切の責任を負いません。

第 5 条(本件サービスの利用)

1. 利用者は、利用契約に従い、申込書に記載された利用目的の範囲内において本件サービスを利用することができるものとします。このとき、当該利用に伴い発生する光熱費等の費用は faith の負担とします。
2. 利用者は、本件施設、付帯設備および faith からレンタルされた機器(以下、総称して「本件設備」といいます。)を善良な管理者の注意をもって管理し、faith の書面による承諾を得ることなく前項の利用目的以外の目的に利用し、または第三者の譲渡、転貸もしくは担保に供してはならないものとします。
3. 利用者の責に帰すべき事由により本件設備が滅失または毀損した場合、利用者は faith に対してただちにその旨を通知するとともに、本件設備の滅失または毀損により faith に生じた損害を賠償するものとします。
4. 利用者は、本件設備の利用終了後ただちに本件設備を原状に回復したうえで faith に返還するものとします。ただし、本件設備の通常の損耗その他あらかじめ faith が承諾したものについてはこの限りではありません。
5. 利用者は、本件施設およびその周辺における観客の誘導を、faith の指示に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう、万全の配慮を講じるものとします。
6. 本件施設において施工、または音響・照明等に関する外部事業者の使用を予定する場合、利用者は faith に対して、事前にその旨を通知のうえ、faith の担当者と協議するものとします。また、利用者は、本件施設の利用期間中、faith の担当者の指示に従うものとします。



第6条(撮影等)

1. 利用者は、本件施設およびその周辺において録画、録音または撮影 (faith がレンタルする機材によるものを除き、以下、総称して「本件撮影等」といいます。) をするときは、本件施設の利用開始日の1ヵ月前までに faith にその旨を通知のうえ、faith の承諾を得るものとします。
2. 利用者は、本件撮影等によって制作した映像および画像 (以下「映像等」といいます。) の放映、上映、放送、配信、出版、製品化等 (以下「放映等」といいます。) を希望する場合、または映像等の二次使用をする場合、faith に対して事前にその旨を通知のうえ、faith の承諾を得るものとします。
3. 利用者は、放映等を行うにあたり、本件施設の景観および広告物の映像等を改変してはならず、放映等の広告宣伝に関する内容および方法については、faith と別途協議のうえ定めるものとします。
4. 利用者は、faith の事前の承諾を得ることなく、放映等に関する権利を第三者に譲渡し、または許諾してはならないものとします。なお、本項に基づいて放映等に関する権利を第三者に譲渡し、または許諾する場合、当該第三者に本条の規定と同様の義務を課し、遵守させるものとします。

第7条(禁止行為)

1. 利用者は、本件サービスを利用するにあたり、以下の各号の行為を行い、または観客その他の第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為、法令、条約、関係ガイドラインに違反する行為。
 - (2) faith の承諾を得ることなく、本件施設およびその周辺において物品の販売、募金を行い、またはチラシその他の宣伝物を配布、掲示する行為。
 - (3) 申込書に記載された利用目的以外の目的で本件サービスを利用する行為。
 - (4) 利用者がチケットを販売する場合、反社会的勢力ならびにその構成員および関係者にチケットを販売する行為。
 - (5) 本件施設およびその付帯設備、機器類を破損、または汚損させるおそれのある行為。
 - (6) 発火または引火性の物品その他危険物を本件施設に持ち込む行為。
 - (7) faith の指定場所以外での喫煙。
 - (8) 大音量、振動、悪臭の発生など、本件施設の周辺に迷惑または不快感を及ぼす行為。
 - (9) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を本件施設に持ち込む行為。
 - (10) 本件サービスの運営を妨げ、または faith の信用を毀損する行為。
 - (11) 前各号に準ずる行為その他 faith が不適切と判断する行為。
2. faith は、利用者が前項の禁止行為を行っている可能性があるかと判断した場合には、利用者に対し、事実確認のために必要な事項について問い合わせその他必要な調査を行うことができるものとし、利用者はこれに協力する義務を負います。利用者が faith の調査に必要な根拠、資料等を示さない場合、faith は、ただちに利用契約を解除することができるものとし、当該措置について、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者が第1項に違反し、または利用者の責に帰すべき事由により faith または第三者に損害を与えた場合、利用者は、faith または第三者が被った損害について賠償するものとし、faith が第三者から責任を追及された場合、利用者の責任と負担においてこれを解決し、faith を免責



するものとします。

第 8 条(権利)

本件サービスにおいて使用される商標、ロゴおよびサービスマーク(以下、あわせて「商標等」といいます。)は faith または faith にその使用を許諾する第三者の商標等です。利用者は、faith の事前の書面による承諾なく商標等を使用してはなりません。

第 9 条(利用料)

1. 利用者は faith に対して、本件サービスの利用料(以下「利用料」といいます。)として、申込書記載の金額を支払うものとします。
2. 利用料以外に本件施設の付帯設備、機器等の利用にかかる費用が発生し、または faith が利用者の発行するチケットを代理販売する場合、利用者および faith は、申込書記載の内容に従い精算を行うものとします。
3. 利用料の支払方法は、申込書記載のとおりとし、利用者が利用料または前項の精算金を支払期日までに支払うことができない場合、faith は利用者に対して年 14.6%の遅延損害金を請求できるものとします。

第 10 条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

利用契約成立後、利用者の都合により利用契約を解約する場合、利用者は faith に対して、書面によりその旨を通知するものとします。このとき、faith は、当該書面の受領日および申込書に定める利用開始日を基準として、利用者に対して、以下の各号に定めるキャンセル料(以下「キャンセル料」といいます。)を請求することができる。

- (1) 利用開始日の 31 日前までの通知:利用料の 50%
- (2) 利用開始日の 30 日前から利用開始日当日までの通知:利用料の 100%

第 11 条(有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、申込書記載の利用期間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者の事情により、有効期間中の利用契約を中途解約する場合、利用者は faith に対して、利用契約の残存期間に相当する利用料を一括で支払うものとします。

第 12 条(解除)

1. faith は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告を要せず、ただちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 利用契約に違反し、faith が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されなかった場合
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てがあり、または租税公課その他の滞納処分を受けた場合
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合
 - (4) 利用者が振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合



- (5) 営業停止処分または営業許可取消処分を受けた場合
 - (6) 本件施設の管理、運営上やむを得ない事由が生じた場合
 - (7) 前各号のほか、faith が、合理的な理由に基づき、利用者が利用契約の相手方としてふさわしくないと判断した場合
2. 申込書に定める利用開始日前に前項第 1 号または同項第 5 号に定める事由により利用契約が解除された場合、faith は利用者に対して、第 10 条の規定を準用してキャンセル料を請求することができるものとします。
 3. 申込書に定める利用開始日後に第 1 項第 1 号ないし同項第 5 号に定める事由により利用契約が解除された場合、faith は、当該時点までに利用者から受領済みの利用料その他の費用を一切返還いたしません。
 4. 第 1 項第 6 号に定める事由により利用契約が解除された場合であって、当該時点までに利用者から受領済みの利用料その他の費用がある場合、faith は利用者に対して、これらの金額を返還いたします。

第 13 条(利用者の義務)

1. 利用者は、不測の事態に備え、本件施設の非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認のうえ、観客および関係者に周知するものとします。
2. 利用者は、本件施設の利用に際して、法令に定められた事項を、自己の責任および負担において所轄の諸官庁に届出を行い、当該諸官庁の指示に従うものとします。このとき、利用者は、当該届出内容について事前に faith の承諾を受け、諸官庁の指示の内容を faith に通知するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、諸官庁への届出不備により本件施設の利用が不可能となった場合、faith は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条(秘密保持)

利用者は、利用契約に関連して知り得た faith の情報(以下「秘密情報」といいます。)を秘密として保持し、faith の事前の書面による承諾を得ることなく当該情報を第三者に開示または漏洩してはなりません。ただし、公知の情報についてはこの限りではありません。

第 15 条(損害賠償・免責)

1. 利用者および faith は、利用契約の履行により相手方に生じた損害について、利用料を上限として、通常かつ直接の損害を賠償し、特別の損害および逸失利益については責任を負わないものとします。ただし、第 8 条または第 14 条の違反に起因する損害については、本条に定める上限が適用されないものとします。
2. 本件施設の付帯設備、機器類の故障等により、利用者および観客の当初の目的が達成されなかった場合といえども、faith は利用者に対して、利用料の返還以上の損失補填義務を負わないものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、利用者および faith は、戦争、暴動、ストライキ、火災、事故、伝染病、地震、風水害その他不可抗力による履行遅滞または履行不能による相手方の損害について免責されるものとします。ただし、金銭債務の履行についてはこの限りではありません。
4. 本件施設の利用に伴う人的、物的事故および利用者の持ち込んだ物品の紛失、破損等の損



害については、faith の責に帰すべき事由に起因する損害を除き、faith は一切の責任を負わないものとします。

5. 前項の場合で faith が第三者より責任を追及され、当該第三者に損害賠償を行ったとき、faith は利用者に対して、損害賠償に要した一切の費用を請求することができるものとします。

第 16 条(契約終了後の措置)

利用契約が終了した場合、利用者は、faith の指示に従って、ただちに秘密情報(複製物を含みます)を faith に返還または廃棄します。

第 17 条(準拠法・合意管轄)

利用契約は日本法を準拠法とし、利用者と faith との間に生じた利用契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条(協議)

利用契約に定めのない事項または本規約の解釈に関する疑義については、利用者と faith との間で誠意をもって協議のうえ解決します。

以上

制定:平成 24 年 6 月 1 日



「Future SEVEN シアター利用規約」個人情報の取り扱いについて

株式会社フェイス(以下「faith」といいます。)は、「Future SEVEN シアター利用規約」に基づきサービス(以下「本件サービス」といいます。)を提供するにあたり、本件サービスの利用者(以下、その代表者および担当者をあわせて「利用者」といいます。)から提供される氏名、メールアドレスなど(以下総称して「個人情報」といいます。)の取り扱いについて、個人情報保護方針(<http://www.faith.co.jp/utility/privacy.html>)を定めています。faithはこの個人情報保護方針および以下の「個人情報の取り扱いについて」に基づき個人情報を取り使うものとし、利用者はこれに同意します。

1. 個人情報保護管理責任者

faithは、利用者からご提供いただく個人情報について、以下のとおり個人情報保護管理責任者を定め、この「個人情報の取り扱いについて」に従い、適正な取り扱いおよび保護に努めます。

[個人情報保護管理責任者] 株式会社フェイス プライバシー保護委員会委員長

2. 利用目的

利用者から提供される個人情報は、以下の目的でのみ収集・利用いたします。個人情報を利用者ご本人の同意なく利用目的以外に利用することはありません。

[利用目的] 本件サービスの提供、本件サービスに関するイベント・ニュースの案内、本件サービスに関するメールマガジンの配信、本件サービスに関する公募イベントの応募受付および実施、本件サービスに関する懸賞キャンペーン等の応募受付および当選者への商品提供、本件サービスの提供に関するお問合せの際の本人確認および回答、本件サービスに関するアンケート収集、本件サービスの提供状況に関する統計分析および問題解決(統計的データとしての第三者への提供を含みます。)

3. 預託

faithは、個人情報の取り扱いの全部または一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。この場合、faithの定める基準に基づき個人情報を適切に取り扱っていると認めた委託先を選定したうえ、適正な取り扱いを確保するための契約を締結し、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

4. 第三者提供・開示

faithは、利用者ご本人の同意がある場合または以下の各号の場合を除き、個人情報を第三者に開示または提供いたしません。

- (1) 統計的なデータなどご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であってご本人の同意を得ることが困難であるとき



(5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. 個人情報提供の任意性と提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報をご提供いただくことは、利用者の任意です。ただし、必要とされる情報をご提供いただけなかった場合には、ご希望にお応えすることができない場合があります。

6. 開示・訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供の停止

faith が保有する個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供の停止(以下併せて「開示請求」といいます。)をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえで、合理的な期間および範囲で対応します。

7. 開示請求の受付方法・窓口

faith が保有する個人情報に関する開示請求は、以下の方法で受け付けます。開示請求方法にご不明な点がある場合には、以下の受付窓口まで電子メールにてお問い合わせください。

[メールによるお申込み]

以下の受付窓口のメールアドレスまで電子メールでお申込みください。メールアドレス等の faith ご登録情報によりご本人であることを確認したうえで、書面の交付その他の方法により回答いたします。

[受付窓口]

株式会社フェイス フューチャーユニット 個人情報取扱窓口

E-mail: sakano@faith.co.jp

8. アクセスログについて

本件サービスの一環として faith が利用者に提供するサイト(以下「本件サイト」といいます。)では、アクセスされた利用者の情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログには、ドメイン名、IP アドレス等などの情報が含まれ、本件サイトの保守管理や利用状況に関する統計分析、問題解決のために活用いたします。

9. その他

個人情報の取り扱いに関する法令・ガイドライン等の改正・変更に伴い、faith では、以上と異なる取り扱いをし、または以上の内容を変更する場合があります。

制定:平成 24 年 6 月 1 日